

No.36
2018
9/20



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



八地申 第29号 **年次有給休暇の請求に対する適切な取り扱いを求める申し入れ** 第5回交渉 9月20日

時季変更権行使によって失効した年休に対して、前回交渉で求めた「複合的な要因のわかる根拠」について提示された資料はこれだ！

年次有給休暇時季指定状況 **前回** 平成28年12月、29年3月 → **今回** 平成27年12月、28年3月

平成27年12月 年次有給休暇時季指定状況

※前月20日までに時季指定した年次有給休暇(年休付与、時季変更権含む)
※赤字…時季指定通りの年休付与
※△……公休・特休
※年次有給休暇の時季指定があった社員のみ掲載

職名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	11月末 年休 残日数
1 車掌																																20	24
2 車掌																																20	36
3 主任車掌																																17	30
4 車掌																																13	17
5 車掌																																11	27
6 主任車掌																																11	28
7 車掌																																10	20
8 主任車掌																																10	34

(組合)このサンプル調査した表から読み取れるものは何か？
(会社)時季指定が月に20件と多い社員がいる。複合的な要因の一つの、時季指定のあり方が分かる。

時季変更権を行使した、会社の正当な理由を示して欲しい。

会社回答

この表から読み取れるのは年休の極端な時季指定があった。会社の要員需給が厳しい状況もあったが、改善に向けて努力してきた。

①時季変更権の行使②時季指定の数③マネジメントの3つの複合的な課題が「年休失効」を生み出したと考えており、時季変更権を行使したことのみをもって、年休を失効したとは言えないと判断した。

前回交渉と同じ回答繰り返す！

時季変更権行使によって失効した年休の因果関係は時季変更権行使しかない！

改善に向けて努力してきたと言うが、立川車掌区では今月(9月)の事前休勤が26名いる！
職場の組合員は逆戻りしているように感じ、結局は必要な要員を配置していないということだ！

会社の要員需給は1年間を通して考えている。繁忙もあるので、必要な業務を遂行するうえで判断している。繁忙期に合わせて要員を配置していない。

**必要な要員を配置していなかったが為に、時季変更権が行使された！
その結果、立川車掌区において平成27年度は16名の年休が失効したということだ！**

何のデータを基に、サンプル調査が行われたのか？

会社回答

①年休申込み簿②勤務指定表③年休整理票を基に東労組組合員のみを表に示している。

平成27年度立川車掌区で年休が失効した複合的な要因が分かるように、サンプル調査した元データの提出を求める！

原因を究明するために会社は必要なデータを示すべきだ！